継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

一 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(7) ―

坂 柳 明

1. はじめに一2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記 に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示さ れる余地はあるか

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提(継続企業(going concern)の前提)が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

例えば、その会社が数期間にわたって営業損失を計上している場合、あるいはその会社が債務超過である場合のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況に直面した監査人が、どのような対応をとるのかについて、現行監査基準の「第四報告基準 六継続企業の前提 1」では、「監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。」(傍線筆者)と規定されている。この規定に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」との関係で、坂柳(2016)では、企業会計審議会(2009)、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与え

る特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」」)を指している,という解釈²⁾のもとで,財務諸表の注記には,「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」が示されていない場合に,「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が,財務諸表の注記に示される余地があるのか,という問題が考察された。この問題について,坂柳(2016, 109-112)では,財務諸表の注記に示されていないところの,「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」³⁾としての,「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを,財務諸表の注記に示すために,「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が,財務諸表の注記に示される余地があることが指摘された。

坂柳 (2016) における上記の問題の考察は、2009年の監査基準の改訂後に公表された。(1):株式会社ビーマップの2009年連結財務諸表の注記の分析(坂柳

¹⁾ ここでの「影響」には、「金額的に重要な影響」という意味を含めている。また、「事象」については、日本公認会計士協会(2011a)の「付録2:用語集」にある「不確実性」、即ち、「将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依存し、財務諸表に影響を及ばす可能性がある状況」(傍線筆者)に見られる「企業の直接的な影響が及ばない」ものを想定している。

²⁾ 本稿では、「特定の事象が将来に発生する可能性」については、(1):日本公認会計士協会(2011b)の5項の「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になるほど、当該事象又は状況の結果の不確実性は著しく高くなる」(傍線筆者)に見られるような、「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になる」ほど「著しく高くなる」ものとは考えていないし、(2):同A13項の「事象又は状況の発生が将来になる」はど、その事象又は状況の結果の不確実性の程度は高くなる」(傍線筆者)に見られるような、「事象又は状況の発生が将来になる」ほど「高くなる」ものとも考えていない。

³⁾ 坂柳(2016) 及び本稿で示されている,「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている 状況」(傍線筆者) に見られる「記述されている」という表現は,経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」との関係で問題になる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が,論文中で,「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という形で「述べられている」ことが踏まえられた表現である。

(2016, 99-105) を参照),及び(2):株式会社関門海の2011年連結財務諸表の注記の分析(坂柳(2016, 105-108)を参照)を踏まえて行われたが、ここで、次の問題が生じる。それは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記において、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、

「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注 記に示される余地があるのか、という問題である。本稿では、この問題を考察 する。

もし、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記において、前 段落で述べた意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる 旨が、財務諸表の注記に示される余地があるならば、そのような「継続企業の 前提に関する重要な不確実性 | は、2009年の監査基準の改訂後において想定す ることができるだけではなく、2009年の監査基準の改訂前においても想定する ことができたことになる。そうであれば、その「継続企業の前提に関する重要 な不確実性 | は、それが2009年の監査基準の改訂後において想定されているこ とを理由に、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって考慮されるだけで はなく、2009年の監査基準の改訂前においても想定することができた、という ことも考慮された上で、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって、取り 入れられる余地が出てくる。このように.「継続企業の前提に関する重要な不 確実性 | を、2009年の監査基準の改訂後において想定することができるだけで はなく、2009年の監査基準の改訂前においても想定することができた、という 意味で、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たっての基盤となり得る、普 遍的な概念として捉えることができるかどうかを確かめるために、上記の問題 が考察される必要がある。

その問題を考察するに当たって, 第2節では, (1): 全国不動産信用保証株式会社の2004年個別財務諸表の注記, 及び(2): トッキ株式会社の2007年連結財務

諸表の注記を分析する。この2つの注記の分析を踏まえた上で、第2節の(3)では、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」があっても、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されないことが想定される結果として、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、そのような経営者による「経営上の対応」があっても、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されないことが想定されている旨に加えて、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記に示される余地があることを指摘する。

他方,第3節では,第2節での考察を踏まえて,将来の開示制度及び監査制度を設計するに当たっての指針を示すために,2009年の監査基準の改訂前の開示制度及び監査制度を評価する。これらの評価は,前段落で示したような,財務諸表の注記に示されていないところの,「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての,「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」が,2009年の監査基準の改訂前の開示制度及び監査制度において考慮されていたのか,という問題を踏まえて行われる。そして,最後の第4節では,本稿の結論,貢献,今後の課題を示す。

- 2. 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記に示される余地
- (1) 全国不動産信用保証株式会社の2004年個別財務諸表の注記の分析

まず、全国不動産信用保証株式会社(以下、「全国不動産信用保証」とする) の2004年個別財務諸表の注記(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又 は状況)を見てみよう([事例 2-1]) 4)。この[事例 2-1] によると、「長年の懸案であった事業資金融資保証事業問題は既にその大半が解決しており、また、当社は経常的な資金繰りについては支障がないと判断して」いるものの、

「当期は債務超過額が再び拡大した決算となっており、継続企業の前提に関して重要な疑義を抱かせる事象…が存在して」(傍線筆者)いることがわかる。ここでの「債務超過額が再び拡大」という記述との関係で、[事例2-1]においては、「当期純損失は983百万円となり、当期末における債務超過額は1,876百万円となって、前期末の債務超過額から890百万円再び増加いたしました」と記されている。

「事例2-1]―全国不動産信用保証の2004年個別財務諸表の注記

「当社は、事業資金融資保証事業に関しまして、前期末直後までに関係金融機関との間で合意が成立し、不良保証債務の履行ないし履行額の確定と合わせて残余の免除を受けました結果、前期末決算では本合意内容を織り込み、債務超過額が986百万円と、従前に比して大幅に改善いたしました。その後、当期末までに本合意に基づく履行を完了したので、一部の債務者返済継続中の案件を残して保証履行問題は既に事実上解決しております。

当該事業の求償債権等不良債権5,045百万円に関しましては、従来より回収努力を進めて参りましたが、当期決算において、過去の回収の実績並びに関係債務者の実態と今後の回収見込等についてより厳格な評価を行い、資産内容の健全性の観点から、一部担保価値相当額等139百万円を控除した残債権全額に対し、貸倒引当金1,181百万円を一括追加計上いたしました。損益計算書の特別損失の貸倒引当金繰入1,551百万円にはこの他に前記いたしました不良保証債務の履行に伴う債務保証損失引当金から貸倒引当金への振替相当額が含まれております。

これを主な要因としまして<u>当</u>期純損失は983百万円となり,当期末における債務超過額は1,876百万円となって,前期末の債務超過額から890百万円再び増加いたしました。

⁴⁾ 本稿で示す財務諸表の注記の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。

当社は、宅地建物取引業法第41条に基づく手付金等保証事業を主な事業としておりますので、当期末現在金融機関借入金等の一定の返済期限を有する多額の債務はありません。主たる債務は当社の保証事業を利用する多数の住宅販売事業者たる顧客から受け入れた保証基金であって、当該保証基金はお預り後5年間は返還しない他、その後も保証事業の利用期間中はお預りすることとなっております。

保証基金については経常的な新規受入及び返還が発生いたしますが、返還につきましては、当期末現在現金預金154百万円及び公社債等の市場性有価証券3,692百万円の合計3,846百万円の流動性資金を保有しておりますので、継続して対応しております。

以上のとおり、長年の懸案であった事業資金融資保証事業問題は既にその大半が解決しており、また、当社は経常的な資金繰りについては支障がないと判断しておりますものの、当期は債務超過額が再び拡大した決算となっており、継続企業の前提に関して重要な疑義を抱かせる事象(※)が存在しております。

債務超過につきましては、今後の期間利益を充当して行く予定でありますが、 その解消には長期を要せざるを得ません。今後は、当社の主要事業であります手 付金等保証事業の強化ならびに一層の管理経費の削減を推進して経常利益 2 億円 体制を確保する等、解消期間の短縮を図る所存であります。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。

※ 継続企業の前提に関して重要な疑義を抱かせる事象については「継続企業の前提に関する開示について(日本公認会計士協会監査委員会報告第74号)」 をご参照下さい。」(傍線筆者)

他方、「事例 2-1] 中の、「<u>債務超過</u>につきましては、<u>今後の期間利益を充当して行く</u>予定でありますが、その解消には長期を要せざるを得ません」(傍線筆者)という記述(※1)を踏まえると、ここでの「債務超過」の「解消」は、「今後の期間利益を充当して行く」ことによって、「債務超過」がなくなることを指している、と推察される。そうすると、上記の※1において想定されているような、「債務超過」の「解消」に長期を要せざるを得ない状況を踏まえると、次のことが言える。

それは、[事例 2-1] に見られるような、「今後の期間利益を充当して行く」 ことによっても、将来に「債務超過が解消されないこと」が、「会社の事業の 継続に影響を与えること」を想定する場合には、その「債務超過が解消されない」という事象が、将来に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となるかどうかに関わらず 50 、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」 60

当社は、宅地建物取引業法第41条に基づく手付金等保証事業を主な事業としておりますので、主たる債務は当社の保証事業を利用する多数の住宅販売事業者たる顧客から受け入れた保証基金の返還債務であって、当該保証基金はお預り後5年間は返還しない他、その後も保証事業の利用期間中はお預りすることとなっております。当期末現在金融機関借入金等の一定の返済期限を有する債務はありません。保証基金については経常的な新規受入及び返還が発生いたしますが、返還につきましては、当期末現在現金預金268百万円及び公社債等の市場性有価証券3,450百万円の合計3,718百万円の流動性資金を保有しておりますので、支障なく対応しております。

債務超過につきましては、今後の期間利益を充当して行く予定でありますが、 その解消には長期を要せざるを得ません。今後は、当社の主要業務であります手 付金等保証事業の強化並びに一層の管理経費の削減を推進して経常利益2億円体 制を確保・維持する等、解消期間の短縮を図る所存であります。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。

※ 継続企業の前提に関して重要な疑義を抱かせる事象については「継続企業の 前提に関する開示について(日本公認会計士協会監査委員会報告第74号)」を ご参照下さい。」(傍線筆者)

この全国不動産信用保証の2005年個別財務諸表の注記においては、「当社」の「継続企業の前提に関しまして重要な疑義を抱かせる事象…が存在して」いる状況を生み出す原因となる状況として、「当社」が「債務超過」となっている状況が示されている。上記の個別財務諸表の注記に見られる「当社」は、「当期末現在」においても、「債務超過」となっていることがわかる。

6) (1):本文中の「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び(2):本節の(2)で示す、※3、即ち、「当社グループ」が「金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められて」いるため、「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼすおそれ」がある状況について、「会社の事業の継続に影響を与える「※3が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、そして、(3):本節の(3)で示す、「会社の事業の継続に影響

⁵⁾ 全国不動産信用保証の2005年個別財務諸表の注記(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況)では、次のように記されている。

^{「&}lt;u>当社</u>は、56百万円の当期純利益を計上しましたが、<u>当期末現在</u>において、1,840 百万円の債務超過となっております。当該状況により<u>継続企業の前提に関しまし</u> て重要な疑義を抱かせる事象(※)が存在しております。

を想定することができる、ということである。この「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、(1): [事例2-1] 中の、「債務超過につきましては、今後の期間利益を充当して行く予定でありますが、その解消には長期を要せざるを得ません」という記述を踏まえた上で、「想定された状況」であるため、「事例2-1] には示されていない。また、この「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、(2): [事例2-1] において、「今後の期間利益を充当して行く」ことによっても、将来に「債務超過が解消されないこと」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定する場合に、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」([事例2-1] に見られる記述を用いれば、「今後の期間利益を充当して行く」こと)によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」と特徴付けられる。

ここで、次のことが指摘できる。それは、前段落で示したように、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、[事例2-1]には示されていないため、[事例2-1]で想定されているような、「債務超過」については「今後の期間利益を充当して行く予定」であるが、その解消には長期を要せざるを得ないことの結果として、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」がある旨が、「「債務超過」については「今後の期間利益を充当して行く予定」であるが、その解消には長期を要せざるを得ない旨」に加えて、[事例2-1]に示される余地がある、ということである。

を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、本稿では、①:本稿の脚注 1 で示されている「影響」及び「事象」についての説明、及び②:本稿の脚注 2 で示されている「特定の事象が将来に発生する可能性」についての説明が当てはまる状況であることを想定している。

(2) トッキ株式会社の2007年連結財務諸表の注記の分析

次に、トッキ株式会社(以下、「トッキ」とする)の2007年連結財務諸表の注記(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況)を見てみよう([事例2-2])。この[事例2-2]によると、「当社グループ」は、「当連結会計年度において、売上高については7,194,979千円と前年同期に比べ6,605,297千円の大幅減となり、2,347,104千円の経常損失及び4,776,593千円の当期純損失と重要な損失を計上」することとなり、「金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められて」いることがわかる。そして、「事例2-2]によると、「当社グループ」が、「金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められて」いることがわかる。かるため、「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼすおそれがあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いることがわかる。

[事例2-2]―トッキの2007年連結財務諸表の注記

「当社グループは、当連結会計年度において、売上高については7,194,979千円と前年同期に比べ6,605,297千円の大幅減となり、2,347,104千円の経常損失及び4,776,593千円の当期純損失と重要な損失を計上することとなりました。当社は、当該状況に起因して、金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められております。そのため、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼすおそれがあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

短期借入金の返済については、今後の運転資金との兼ね合いも有り、金融機関に対して短期借入金の維持及び計画的な返済を申し入れており、協議中であります。金融機関数行から同意は頂いておりませんが、引き続き短期借入金の維持及び計画的な返済について同意を得るべく協議を継続しており、同意が得られるものと判断しております。

また, 当該事象を解消すべく, 平成19年1月に経営構造改革の為の施策を作成し, その実行を強力に遂行してまいりました。

その主な内容は以下の通りであります。

① 当社役員報酬及び従業員給与・賞与の削減、並びに早期退職優遇制度の適用

- ② 当社本社機能の見附工場への統合
- ③ 連結子会社との一部業務統合
- ④ 一部の工場売却
- ⑤ GEとの業務提携による新規技術・事業への取り組み
- ⑥ 製品レンジ拡大への取り組み

しかしながら、大型受注案件の成約には尚時間がかかっている状況にあり、このような中で早期黒字化を実現するために、経営構造改革の為の施策を引き続き展開すると共に、事業の安定化と継続的な収益の確保、並びに事業力の抜本的向上のための経営改革を推し進めてまいります。

その内容は以下の通りであります。

① 事業多角化の推進

当社は、有機EL製造装置事業を中核としてまいりましたが、第二の柱として実用化に入った薄膜太陽電池製造装置事業及び電子部品製造装置事業の拡大、更に下記受託生産事業の立ち上げ等を通じて、事業の多角化を推進してまいります。

② 当社取引先への出向

当社は、受託生産事業の立ち上げと将来的な拡大を狙い、平成19年9月末より従業員30名強の当社取引先への出向を開始予定です。これにより、当社取引先との連携を更に強化すると同時に、人的資源の有効活用と技術力向上、及び人員配置の適正な見直しを行います。

なお、この出向による労務費の負担軽減及び従業員自然減の不補充等により、当社全体として人件費が約3割程度改善する見通しです。

③ 多角的な事業提携の推進

当社は、安定的な経営を目指して、国内外の事業会社との多角的提携を重点戦略の一つとして推進してまいります。購買、生産、営業、マーケティング、保守など多面的な協業を進めると共に、資本増強も含めた抜本的な経営の強化・再構築を図ってまいります。

④ 経営体制の見直し

平成19年6月期の業績は見込みを大きく下回りました。現経営陣はこの責任を重く受け止め、新経営体制の構築をすでに発表しております。

また,現在,中期経営計画(平成20年6月期~平成22年6月期)を策定中ですが,初年度である第41期は黒字化を確実に達成し、最終年度の第43期までに高収益体質の会社に変革してまいります。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。|(傍線筆者)

ここで、[事例 2-2] に見られるところの、「当社グループ」が「金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められて」(傍線筆者)いるため、「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼすおそれ」がある状況に注目しよう。この状況において、(1):「将来に発生する特定の事象」と捉えられるところの、「短期借入金の一括返済」という事象が、「当社グループ」の「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす」ことによって、「当社グループ」の事業の継続に影響を与えることが想定され、(2):そのような「短期借入金の一括返済」という事象の発生可能性が一定程度以上あることが想定されている、と解釈する場合には、「事例 2-2」について、次のことが言える。

それは、[事例2-2] においては、「短期借入金の一括返済」という「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」が、「将来に発生する可能性が一定程度以上ある」状況によって、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いることが想定されている、ということである。このことは、[事例2-2] に見られる「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況には、「当社グループ」が「金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められて」いるため、「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼすおそれ」がある状況、という形で特定される、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が含まれることを意味する。

他方、「当社グループ」が「金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められて」いるため、「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼすおそれがあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況(※2)については、次のことが言える。それは、「事例2-2」においては、(1):「短期借入金の返済については、今後の運転資金との兼ね合いも有り、金融機関に対して短期借入金の維持及び計画的な返済を申し入れており、協議中」であるために、また、(2):「金融機関数行から同意は

頂いておりませんが、引き続き短期借入金の維持及び計画的な返済について同意を得るべく協議を継続して」いるために、上記の※2は、期末時点で解消されずに(なくならずに)、なおも残っているので、[事例2-2] に見られる「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況に含まれるところの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」、即ち、「当社グループ」が「金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められて」いるため、「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼすおそれ」がある状況も、期末時点で解消されずに残っている、ということである。

ここで、①:「当社グループ」が「金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められて」いるため、「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼすおそれ」がある状況(※3)において、「将来に発生する特定の事象」と捉えられるところの、「短期借入金の一括返済」という事象が、「当社グループ」の「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす」ことによって、「当社グループ」の事業の継続に影響を与えることが想定され、②:そのような「短期借入金の一括返済」という事象の発生可能性が一定程度以上あることが想定されている、と解釈する場合には、上記の※3は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」になる。しかし、上記の※3が存在することは、既に[事例2-2]に示されているので、改めて、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、「事例2-2」に記載される必要がない、ということになる。

他方, [事例 2-2] に見られる, [1]:「短期借入金の返済については, 今後の運転資金との兼ね合いも有り, 金融機関に対して短期借入金の維持及び計画的な返済を申し入れており, 協議中」(傍線筆者)という記述, 及び [2]:「金融機関数行から同意は頂いておりませんが, 引き続き短期借入金の維持及び計画的な返済について同意を得るべく協議を継続して」(傍線筆者)という記述

を踏まえると、[事例 2-2] においては、上記の [1] ~ [2] に見られる「協議」によって、上記の※3、即ち、「当社グループ」が「金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められて」いるため、「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼすおそれ」がある状況が、解消されることが想定されている、と推察される。しかし、上記の [1] ~ [2] を踏まえると、上記の※3については、次のことが言える。

それは、将来に「※3が解消されないこと」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定する場合には、その「※3が解消されない」という事象が、将来に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となるかどうかに関わらず⁷⁾、「会社の事業の継続に影響を与える「※3が解消されない」とい

当該状況を解消すべく,経営構造改革のための施策を作成し、その実行を強力 に遂行してまいりました。

その主な内容は以下の通りであります。

- ① キヤノン株式会社との資本提携の実施による安定した資金調達手段の確立 (キヤノン株式会社に対する第三者割当増資を実施、総額5.921.400千円)。
- ② 財務体質強化・収益改善のため当社の短期借入金及び長期借入金を全額返済し、有利子負債の減少を実施。
- ③ キヤノングループより 4 名の取締役を受け入れ新経営体制をスタート。
- ④ 安定した労働力の維持と生産変動に柔軟に対応するために、平成19年10月より平成20年4月上旬までの間、従業員25名の当社取引先への出向を実施。

当社は営業利益の早期黒字化を実現するために、経営構造改革の為の施策を引き続き展開すると共に、事業の安定化と継続的な収益の確保、並びに事業力の抜本的向上のための経営改革を推し進めてまいります。

その内容は以下の通りであります。

① 事業多角化の推進

当社は、有機ELディスプレイ製造装置事業を中核としてまいりましたが、 第二の柱として実用化に入った薄膜太陽電池製造装置事業及び電子部品製造 装置事業の拡充、更に受託生産事業の安定化を通じて、事業の多角化を推進 してまいります。

⁷⁾ トッキの2008年連結財務諸表の注記(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事 象又は状況)では、次のように記されている。

^{「&}lt;u>当社グループ</u>は,前連結会計年度において,売上高については,7,194,979千円と前年同期に比べ6,605,297千円の大幅減となり,2,347,104千円の経常損失及び4,776,593千円の当期純損失と重要な損失を計上いたしました。また,当連結会計年度においては,799,728千円の経常損失及び656,754千円の当期純損失を計上しております。そのため、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

う事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を想定することができる、ということである⁸⁾。この「会社の事業の継続に影響を与える「※3が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、「事例2-2」に見られるような、(1):「短期借入金の返済については、今後の運転資金との兼ね合いも有り、金融機関に対して短期借入金の維持及び計画的な返済を申し入れており、協議中」(傍線筆者)であること、及び(2):「金融機関数行から同意は頂いておりませんが、引き続き短期借入金の維持及び計画的な返済について同意を得るべく協議を継続して」(傍線筆者)いることを踏まえた上で、「想定された状況」であるため、「事例2-2」には示されてい

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」(傍線筆者)

このトッキの2008年連結財務諸表の注記においては、「当社グループ」の「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる状況として、「当社グループ」が「799,728千円の経常損失及び656,754千円の当期純損失を計上して」いる状況が示されている。しかし、上記の連結財務諸表の注記においては、[事例2-2]に見られるような※3、即ち、「当社グループ」が「金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められて」いるため、「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼすおそれ」がある状況は、示されていない。

8) 本文で述べたように、本文中の※3、即ち、「当社グループ」が「金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められて」いるため、「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼすおそれ」がある状況は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」である。他方、本節の(2)では、①:※3が「継続企業の前提に関する重要な不確実性」である、という解釈が成立することに加えて、②:「会社の事業の継続に影響を与える「※3が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」も、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」である、という解釈が成立することが示されている。

② 製品競争力の強化

当社とキヤノングループの持つ技術・生産ノウハウの有機的結合により, コストダウンを推進し製品力を強化いたします。

③ 経営体制の強化

キヤノングループとの人事交流等を図り、生産・開発・管理面においての 経営体質の強化を推進してまいります。

ない。また、この「会社の事業の継続に影響を与える「※3が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、上記の(1)~(2)に見られるような「協議」があっても、将来に「※3が解消されないこと」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定する場合に、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」([事例2-2] に見られる記述を用いれば、「協議」)によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」と特徴付けられる。

ここで、次のことが指摘できる。それは、前段落で示したように、「会社の事業の継続に影響を与える「※3が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、「事例2-2」には示されていないため、「事例2-2」に見られるような「協議」があっても、「事例2-2」で想定されているような、「当社グループ」が、①:「短期借入金の返済については、今後の運転資金との兼ね合いも有り、金融機関に対して短期借入金の維持及び計画的な返済を申し入れており、協議中」であること、及び②:「金融機関数行から同意は頂いておりませんが、引き続き短期借入金の維持及び計画的な返済について同意を得るべく協議を継続して」いることの結果として、前段落で示したような、「会社の事業の継続に影響を与える「※3が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」がある旨が、「当社グループ」が上記の①~②で示した状況にある旨に加えて、「事例2-2」に示される余地がある、ということである。

(3) 事例分析から導かれる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記に示される余地

ここで、「事例 2-1] 中の、「債務超過につきましては、今後の期間利益を 充当して行く予定でありますが、その解消には長期を要せざるを得ません」と いう記述を踏まえた上で、「事例 2-1] で想定したところの、「会社の事業の 継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する 可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象」は、前節で示したような、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、と解釈するところの「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」の1つである。そうすると、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記である[事例2-1]においては、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」として、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象」が想定された上で、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、示される余地があることになる。

他方、本節の(1)では、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」が、
[事例2-1]には示されていないため、[事例2-1]で想定されているような、
「債務超過」については「今後の期間利益を充当して行く予定」であるが、その解消には長期を要せざるを得ないことの結果として、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」がある旨が、「「債務超過」については「今後の期間利益を充当して行く予定」であるが、その解消には長期を要せざるを得ない旨」に加えて、「事例2-1」に示される余地があることを指摘した。このことと、前段落で述べたように、「事例2-1」においては、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象」が想定された上で、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地があることを踏まえると、次のことが言える。

それは、[事例2-1]で想定されているような、「債務超過」については「今

後の期間利益を充当して行く予定」であるが、その解消には長期を要せざるを 得ないことの結果として、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将 来に発生する可能性が一定程度以上ある状況 | という意味の. 「継続企業の前 提に関する重要な不確実性」が認められる旨が.「「債務超過」については「今 後の期間利益を充当して行く予定しであるが、その解消には長期を要せざるを 得ない旨 | に加えて、「事例 2-1] に示される余地がある、ということである。 そのような形で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨 が [事例 2-1] に示される、ということは、[事例 2-1] に見られる記述を 用いて説明すると、「事例2-1]中の「債務超過につきましては、今後の期間 利益を充当して行く予定でありますが、その解消には長期を要せざるを得ませ ん。今後は、…」(傍線筆者)という記述について、例えば、「債務超過につき ましては、今後の期間利益を充当して行く予定でありますが、その解消には長 期を要せざるを得ないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れます。今後は、…」(傍線筆者)という形で、上記の意味の「継続企業の前 提に関する重要な不確実性 | が認められる旨が.「事例 2-1] に示されること を意味する。

また、本節の(2)では、[事例 2-2] に見られる、(1):「短期借入金の返済については、今後の運転資金との兼ね合いも有り、金融機関に対して短期借入金の維持及び計画的な返済を申し入れており、協議中」という記述、及び(2):「金融機関数行から同意は頂いておりませんが、引き続き短期借入金の維持及び計画的な返済について同意を得るべく協議を継続して」という記述を踏まえた上で、[事例 2-2] において、※3、即ち、「当社グループ」が「金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められて」いるため、「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼすおそれ」がある状況について、「会社の事業の継続に影響を与える「※3が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)を想定した。この「会社の事業の継続に影響を与える「※3が解消されない」という事象」も、先ほど述べた「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解

消されない」という事象」と同様に、前節で示したような、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、と解釈するところの「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」の1つである。そうすると、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記である[事例2-2]においては、※3、即ち、「当社グループ」が「金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められて」いるため、「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼすおそれ」がある状況について、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」として、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、示される余地があることになる。

他方、本節の(2)では、「会社の事業の継続に影響を与える「※3が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」が、「事例2-2」には示されていないため、[事例2-2] に見られるような「協議」があっても、[事例2-2] で想定されているような、「当社グループ」が、①:「短期借入金の返済については、今後の運転資金との兼ね合いも有り、金融機関に対して短期借入金の維持及び計画的な返済を申し入れており、協議中」であること、及び②:「金融機関数行から同意は頂いておりませんが、引き続き短期借入金の維持及び計画的な返済について同意を得るべく協議を継続して」いることの結果として、「会社の事業の継続に影響を与える「※3が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」がある旨が、「当社グループ」が上記の①~②で示した状況にある旨に加えて、「事例2-2」に示される余地があることを指摘した。このことと、前段落で述べたように、「事例2-2」においては、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」として、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」として、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象

が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の,「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地があることを 踏まえると、次のことが言える。

それは、「事例2-2」で想定されているような、「当社グループ」が、[1]: 「短期借入金の返済については、今後の運転資金との兼ね合いも有り、金融機 関に対して短期借入金の維持及び計画的な返済を申し入れており、協議中しで あること、及び「2]:「金融機関数行から同意は頂いておりませんが、引き続 き短期借入金の維持及び計画的な返済について同意を得るべく協議を継続し て | いることの結果として、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が 将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の,「継続企業の 前提に関する重要な不確実性 | が認められる旨が、「当社グループ | が上記の[1] ~ [2] で示した状況にある旨に加えて、「事例 2-2] に示される余地がある。 ということである。そのような形で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性 | が認められる旨が「事例2-2]に示される、ということは、「事例2-2]に 見られる記述を用いて説明すると、[事例2-2]中の「金融機関数行から同意 は頂いておりませんが、…同意を得るべく協議を継続しており、同意が…」(傍 線筆者)という記述について、例えば、「金融機関数行から同意は頂いており ませんが、…同意を得るべく協議を継続しているため、継続企業の前提に関す る重要な不確実性が認められますが、同意は…」(傍線筆者)という形で、上 記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、「事 例 2-2] に示されることを意味する。

以上のような、本節の(3)で述べたことを踏まえると、一般的には、次のことが言える。それは、(1): [事例 2-1] においては「債務超過が解消されない」という事象のような、及び(2): [事例 2-2] においては、※3、即ち、「当社グループ」が「金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められて」いるため、「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼすおそれ」がある状況について、「※3が解消されない」という事象のような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」を想定した上で、

財務諸表の注記に示されていないところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈できる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を想定することができる、ということである。

この「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」については、次のことが言える。それは、この状況は、①:[事例2-1]においては、「今後の期間利益を充当して行く」ことによっても、将来に「債務超過が解消されないこと」のように、及び②:[事例2-2]においては、そこに見られるような「協議」があっても、将来に「※3が解消されないこと」のように、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」があっても、「将来に特定の事象が発生すること」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定する場合に、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」と特徴付けられる、ということである。

そして、本節の(3)で述べたことを踏まえると、一般的には、次のことも言える。それは、[1]:[事例 2-1] においては、「今後の期間利益を充当して行く」ことによっても、将来に「債務超過が解消されないこと」のように、及び [2]: [事例 2-2] においては、そこに見られるような「協議」があっても、将来に「※ 3 が解消されないこと」のように、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」があっても、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されないことが想定される結果として、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、そのような経営者による「経営上の対応」があっても、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解

消されないことが想定されている旨に加えて、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記に示される余地がある。ということである。

3. 開示制度及び監査制度の評価

(1) 2009年の監査基準の改訂前の開示制度の評価

それでは、前節の(3)で言及したような、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、2009年の監査基準の改訂前の開示制度及び監査制度において考慮されていたのだろうか。本節では、この問題を踏まえて、2009年の監査基準の改訂前の開示制度及び監査制度を評価する。

まず、2009年の監査基準の改訂前の開示制度として、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「財務諸表等規則」とする)(2002年10月18日改正)の第8条の14([制度3-1])⁹⁾、及び日本公認会計士協会(2002b)の「6.継続企業の前提に関する注記」([制度3-2])を見てみよう。(1):この[制度3-1] においては、「会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提…に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合」に、「注記しなければならない」事項が示されており、(2):[制度3-2] においては、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合」に、「財務諸表に注記」する事項が示されている。

^{9)「}連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2002年10月18日改正) の第15条の9では、本文に示した財務諸表等規則第8条の14の規定を連結財務諸 表提出会社について準用する旨が記されている。

[制度 3-1] 一財務諸表等規則、第8条の14

「貸借対照表日において、債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提(以下「継続企業の前提」という。) に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 三 <u>当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計</u> 画
- 四 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」(傍線筆者)

「制度3-2]─日本公認会計士協会(2002b), 6. 継続企業の前提に関する注記

「継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果,貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に係る事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義が存在する旨
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容
- ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を 財務諸表に反映していない旨」(傍線筆者)

ここで、前節の(3)で言及したような、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」については、次の問題が生じる。それは、このような「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、(1): [制度 3-1] において、「注記しなければならない」事項であ

るのか,及び(2): [制度 3-2] において,「財務諸表に注記」する事項であるのか.という問題である。

まず、[制度 3-1] 及び [制度 3-2] で示されている内容について、[制度 3-1] においては、「会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提…に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合」に、「注記しなければならない」事項として、「当該事象又は状況」の内容、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の内容が示されている。また、[制度 3-2] には、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合」に、「財務諸表に注記」する事項として、「当該事象又は状況」の内容、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の内容が示されている。

一方、上で示した「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、前節の(3)で述べたように、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」があっても、「将来に特定の事象が発生すること」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定する場合に、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」と特徴付けられる。従って、上記のような「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、財務諸表の注記に示されているところの、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況ではないので、(1):[制度3-1]において、「注記しなければならない」事項として示されている、「当該事象又は状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」ではなく、(2):[制度3-2]において、「財務諸表に注記」する事項として示されている、「当該事象又は状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」でもない、ということになる。

他方, [制度 3-1] では, 「会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提…に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合」に、「注記しなけれ

ばならない」事項として、「当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画」(傍線筆者)、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を「解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画」が示されている。また、[制度3-2]では、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合」に、「財務諸表に注記」する事項として、「当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容」(傍線筆者)、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を「解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容」が示されている。

しかし、[制度 3-1] 及び [制度 3-2] については、次のことが言える。それは、[制度 3-1] 及び [制度 3-2] において想定されているような、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を「解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画」があっても、「将来に特定の事象が発生すること」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」が想定された上での、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、(1): [制度 3-1] において、「注記しなければならない」事項として、明確に示されているとは言えず、(2): [制度 3-2] においても、「財務諸表に注記」する事項として、明確に示されているとは言えない、ということである。

(2) 2009年の監査基準の改訂前の開示制度の評価―日本公認会計士協会 (2002b) の「参考文例」の(1)及び(3)の評価

次に、日本公認会計士協会 (2002b) の「参考文例」を見てみよう ([制度 3-3])。以下では、[制度 3-3](1)~ [制度 3-3](3)の内容を踏まえた上で、読者の混乱を避けるために、[制度 3-3](1)を評価した後に、[制度 3-3](2)ではなく、「制度 3-3](3)を評価する。

まず、「制度3-3](1)においては、「当該状況」、即ち、「継続企業の前提に 関する重要な疑義が存在してしいる状況を生み出す原因となる「債務超過」を 「解消」するための、「○○株式会社」に対する「○○億円の第三者割当て増資し という形の「計画」が想定され、また、「主力金融機関」に対する「○○億円 の債務免除」も想定されているが、「制度3-3](1)については、次のことが言 える。それは、「制度3-3](1)においては、①:前節の(1)で示した「事例 2-1] 中の、「債務超過につきましては、今後の期間利益を充当して行く予定 でありますが、その解消には長期を要せざるを得ません | という記述や、②: 前節の(2)で示した「事例 2-2] 中の. [1]:「短期借入金の返済については. 今後の運転資金との兼ね合いも有り、金融機関に対して短期借入金の維持及び 計画的な返済を申し入れており、協議中」という記述、及び [2]:「金融機関 数行から同意は頂いておりませんが、引き続き短期借入金の維持及び計画的な 返済について同意を得るべく協議を継続して」という記述のような、「継続企 業の前提に関する重要な疑義が存在してしいる状況を生み出す原因となる状況 (「制度3-3](1)に見られる記述を用いれば、「債務超過1)が、将来に解消さ れないことを想定させる記述が、明確に示されているとは言えない、というこ とである。そうであれば、[制度3-3](1)においては、そこに見られるような 「計画|があっても、将来に「債務超過が解消されないこと|のように、「将 来に特定の事象が発生すること | が、「会社の事業の継続に影響を与えること | が想定された上での、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」 によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」とし ての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性 が一定程度以上ある状況」が、明確に示されているとは言えないことになる。

[制度 3-3]—日本公認会計士協会(2002b), 参考文例

(1):「「連結財務諸表注記 文例1〕

当グループは、当連結会計年度において、○○百万円の当期純損失を計上した 結果、○○百万円の<u>債務超過</u>になっています。<u>当該状況</u>により、<u>継続企業の前提</u> に関する重要な疑義が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、<u>当該状況を解消すべく</u>、<u>○○株式会社</u>に対し<u>○○億円の第三者割当て増資を平成○年○月を目途に計画</u>していますが、先方からの回答期日は平成○年○月○日になっております。また、<u>主力金融機関</u>に対しては<u>○○億円の債務免除</u>を要請しており、平成○年○月○日に実行される予定になっています。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していません。」(傍線筆者)

(2):「[連結財務諸表注記 文例2]

当グループは、○○株式会社とフランチャイズ契約を締結しています。当連結会計年度における当該フランチャイズ契約関連の売上高は○○百万円であり、売上高全体の○○%を占めています。しかし、期末時点では来期以降の契約更新が行われておりません。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

連結財務諸表提出会社である<u>当社</u>は、<u>当該状況を解消すべく</u>、<u>○○株式会社との契約更新の交渉を継続していますが、この契約更新の交渉期限は平成○年○月となっています。なお、この○○株式会社との交渉期限である平成○年○月以降には、○○株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になっています。この新たなフランチャイズ契約の締結では、広告宣伝関連費用が前期○%増加し、また、売上高は前期比○%の減少が見込まれますが、来期の営業損益に与える影響は○○百万円と予想されます。</u>

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していません。」(傍線筆者)

(3):「「財務諸表注記 文例 3]

当社は、前期○○百万円、当期に○○百万円の大幅な営業損失を計上し、また、 当期には営業キャッシュ・フローも○○百万円と大幅なマイナスとなっていま す。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

当社は、当該状況を解消すべく、不採算部門の○○事業からの撤退を○年○月を目途に計画しています。この計画の中では、当該事業に関わる設備を売却するとともに、早期退職制度の導入により○○名の人員削減を行い、併せて全社ベースで費用の○%削減を行う予定です。また、主力金融機関との間で、新たに○○億円のコミットメント・ラインの設定を交渉しています。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していません。」(傍線筆者)

また. 「制度3-3](2)ではなく. 「制度3-3](3)においては. 「当該状況 |. 即ち、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す 原因となる、「前期○○百万円、当期に○○百万円の大幅な営業損失を計上し、 また、当期には営業キャッシュ・フローも○○百万円と大幅なマイナスとなっ て│いる状況を「解消│するための、「不採算部門の○○事業からの撤退│と いう形の「計画」が想定され、また、「主力金融機関との間で、新たに○○億 円のコミットメント・ラインの設定を交渉して いることも想定されているが、 「制度3-3](3)については、次のことが言える。それは、「制度3-3](1)と 同様に、「制度3-3](3)においても、①:前節の(1)で示した「事例2-1]中の、 「債務超過につきましては、今後の期間利益を充当して行く予定でありますが、 その解消には長期を要せざるを得ません | という記述や、②:前節の(2)で示し た「事例2-2]中の、「1]:「短期借入金の返済については、今後の運転資金 との兼ね合いも有り、金融機関に対して短期借入金の維持及び計画的な返済を 申し入れており、協議中 | という記述、及び「2]:「金融機関数行から同意は 頂いておりませんが、引き続き短期借入金の維持及び計画的な返済について同 意を得るべく協議を継続して」という記述のような、「継続企業の前提に関す る重要な疑義が存在して | いる状況を生み出す原因となる状況 (「制度3-3] (3)に見られる記述を用いれば、「前期○○百万円、当期に○○百万円の大幅な 営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも○○百万円と大 幅なマイナスとなってしいる状況)が、将来に解消されないことを想定させる 記述が、明確に示されているとは言えない、ということである。 そうであれば、 「制度3-3](1)と同様に. [制度3-3](3)においても, 「「前期○○百万円, 当期に○○百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・ フローも○○百万円と大幅なマイナスとなって いる状況が解消されないこと | のように、「将来に特定の事象が発生すること」が、「会社の事業の継続に影響

を与えること」が想定された上での、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」が、明確に示されているとは言えないことになる。

(3) 2009年の監査基準の改訂前の開示制度の評価―日本公認会計士協会 (2002b) の「参考文例」の(2)の評価

他方, [制度 3-3] (2)には、注意する必要がある。[制度 3-3] (2)においては、「当該状況」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる、「○○株式会社」との「フランチャイズ契約」について、「期末時点」において「○○株式会社」との「来期以降の契約更新が行われて」いない状況を「解消」するために、「○○株式会社との契約更新の交渉を継続」する、という形の「経営上の対応」が想定されているが、[制度 3-3] (2)については、次の問題が生じる。それは、[制度 3-3] (2)に見られるような、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となるところの、「○○株式会社」との「フランチャイズ契約」について、「期末時点」において「○○株式会社」との「来期以降の契約更新が行われて」いない状況が、将来に解消されないことを想定することができるのか、という問題である。

この問題を考察するに当たって、[制度3-3](2)中の、「○○株式会社との 交渉期限である平成○年○月以降には、○○株式会社の競合会社である△△株 式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になっています」(傍線 筆者)という記述に注目すると、この記述に見られるような、「○○株式会社 との交渉期限である平成○年○月以降」に、「△△株式会社とのフランチャイ ズ契約の交渉を開始する予定になって」いることから、次のことがわかる。そ れは、[制度3-3](2)においては、「期末時点」以降、「○○株式会社との交渉 期限である平成○年○月」までに、「○○株式会社との契約更新」が行われな いことが想定されている。ということである。

このことを踏まえると、次のことが導かれる。それは、[制度 3-3](2)においては、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる、「〇〇株式会社」との「フランチャイズ契約」について、「期末時点」において「〇〇株式会社」との「来期以降の契約更新が行われて」いない状況が、「期末時点」以降、「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月」までに「〇〇株式会社との契約更新」が行われないことによって、解消されないことを想定することができる。ということである。

そうであれば、「制度3-3](2)については、次のことが言える。それは、「制 度3-3](2)においては、「当社」が「○○株式会社との契約更新の交渉を継続 して | いる状況があっても,将来(「制度3-3](2)に見られる記述を用いれば. 「期末時点│以降、「○○株式会社との交渉期限である平成○年○月│までの 期間) に.「「○○株式会社との契約更新」が行われないこと」が,「会社の事 業の継続に影響を与えること│を想定する場合には、その「「○○株式会社と の契約更新 | が行われない | という事象が、将来に「継続企業の前提が疑わし い上状況を生み出す原因となるかどうかに関わらず、「会社の事業の継続に影 響を与える「「○○株式会社との契約更新」が行われない」という事象が将来 に発生する可能性が一定程度以上ある状況 | を想定することができる. という ことである。この「会社の事業の継続に影響を与える「「○○株式会社との契 約更新」が行われない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上あ る状況」は、①:[制度3-3](2)中の、「○○株式会社との交渉期限である平 成○年○月以降には、○○株式会社の競合会社である△△株式会社とのフラン チャイズ契約の交渉を開始する予定になっています」という記述を踏まえた上 で.「想定された状況」であるため.「制度3-3](2)には示されていない。また. この「会社の事業の継続に影響を与える「「○○株式会社との契約更新」が行 われない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、 ②:[制度3-3](2)において,「当社」が「○○株式会社との契約更新の交渉 を継続して | いる状況があっても、将来に「「○○株式会社との契約更新 | が 行われないこと」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定する場合に、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」([制度 3-3](2)に見られる記述を用いれば、「○○株式会社との契約更新の交渉を継続して」いること)によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」と特徴付けられる。

ここで、次のことが指摘できる。それは、前段落で示したように、「会社の事業の継続に影響を与える「「○○株式会社との契約更新」が行われない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、「制度 3-3] (2)には示されていないため、「制度 3-3] (2)に見られるような、「当社」が「○ 株式会社との契約更新の交渉を継続して」いる状況があっても、「制度 3-3] (2)で想定されているような、「この契約更新の交渉期限は平成○年○月となって」いることの結果として、「会社の事業の継続に影響を与える「「○○株式会社との契約更新」が行われない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」がある旨が、「当社」が「○○株式会社との契約更新の交渉を継続して」おり、「この契約更新の交渉期限は平成○年○月となって」いる旨に加えて、「制度 3-3] (2)に示される余地がある、ということである。

一方, [制度 3 - 3] (2)中の, 「○○株式会社との交渉期限である平成○年○月以降には, ○○株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になっています」という記述を踏まえた上で, [制度 3 - 3](2)において想定したところの, 「会社の事業の継続に影響を与える「「○○株式会社との契約更新」が行われない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる, 「会社の事業の継続に影響を与える「「○○株式会社との契約更新」が行われない」という事象」は, 第1節で示したような,「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している,と解釈するところの「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」の1つである。そうすると,前段落で述べたことから,次のことが導かれる。それは,前節の(3)で述べた意味で, [事例

2-1]及び[事例2-2]において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地があるだけではなく、2009年の監査基準の改訂前に公表された開示制度である [制度3-3](2)においても、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」として、「会社の事業の継続に影響を与える「「〇〇株式会社との契約更新」が行われない」という事象」が想定された上で、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、示される余地がある、ということである。

他方. 先ほど述べたように. 「会社の事業の継続に影響を与える「「○○株式 会社との契約更新」が行われない」という事象が将来に発生する可能性が一定 程度以上ある状況」は、[制度3-3](2)には示されていないため、[制度 3-3](2)に見られるような. 「当社」が「○○株式会社との契約更新の交渉を 継続して」いる状況があっても、[制度3-3](2)で想定されているような、「こ の契約更新の交渉期限は平成○年○月となって いることの結果として. 「会 社の事業の継続に影響を与える「「○○株式会社との契約更新 | が行われない | という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」がある旨が、「当 社」が「○○株式会社との契約更新の交渉を継続して」おり、「この契約更新 の交渉期限は平成 \bigcirc 年 \bigcirc 月となって いる旨に加えて、「制度 3-3] (2)に示さ れる余地がある。このことと、前段落で述べたように、「制度3-3](2)におい ても、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」として、「会社の事業の 継続に影響を与える「「○○株式会社との契約更新」が行われない」という事象」 が想定された上で、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発 生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関 する重要な不確実性 | が認められる旨が、示される余地があることを踏まえる と、次のことが言える。

それは、[制度3-3](2)で想定されているような、「この契約更新の交渉期限は平成○年○月となって」いることの結果として、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」とい

う意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、「当社」が「○○株式会社との契約更新の交渉を継続して」おり、「この契約更新の交渉期限は平成○年○月となって」いる旨に加えて、[制度3-3](2)に示される余地がある、ということである。そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[制度3-3](2)に示される、ということは、[制度3-3](2)に見られる記述を用いて説明すると、[制度3-3](2)中の、「○○株式会社との契約更新の交渉を継続していますが、この契約更新の交渉期限は平成○年○月となっています。なお、…」(傍線筆者)という記述について、例えば、「○○株式会社との契約更新の交渉を継続していますが、この契約更新の交渉期限は平成○年○月となっているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、…」(傍線筆者)という形で、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、…」(傍線筆者)という形で、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、「制度3-3](2)に示されることを意味する。

(4) 2009年の監査基準の改訂前の監査制度の評価

続いて、2009年の監査基準の改訂前の監査制度を評価する。まず、(1):日本公認会計士協会(2003a)の20項を見てみよう([制度 3-4])。この [制度 3-4] においては、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」に、監査人が、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、当該疑義に関する事項の注記が適切である」と判断したときに、「追記情報」として記載される事項が示されている。また、(2):日本公認会計士協会(2003b)の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1.年度財務諸表に関する監査報告書(1)連結財務諸表に関する監査報告書」の「④ 継続企業の前提(付)追記情報の内容」においては、以下のような「(継続企業の前提に関する追記情報の文例)」(「制度 3-5])が示されている。

[制度 3-4]—日本公認会計士協会(2003a), 20項

「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合において、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、当該疑義に関する事項の注記が適切であると判断したときは、無限定適正意見を表明し、監査報告書に追記情報として次の事項を記載する。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の内容
- (2) 継続企業の前提に重要な疑義が存在する旨
- (3) 当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨
- (4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を 財務諸表に反映していない旨」(傍線筆者)

[制度 3-5] —日本公認会計士協会 (2003b), (継続企業の前提に関する追記情報の文例)

「追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は……の状況にあり、 継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画 等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成され ており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。」(傍 線筆者)

ここで、次の問題が生じる。それは、前節の(3)で言及したような、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、(1): [制度3-4] において、「追記情報」として記載される事項であるのか、及び(2): 「追記情報」の文例である [制度3-5] において想定されている状況であるのか、という問題である。

この2つの問題については、本節の(1)の考察を踏まえると、次のことが言える。それは、上で示した「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来

に発生する可能性が一定程度以上ある状況 | は、前節の(3)で述べたように、経 営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応 | があっても、「将来に特定 の事象が発生すること | が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定 する場合に、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営 計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響と の関係で記述されている状況 | と特徴付けられるので、上記のような「会社の 事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上 ある状況 | は、財務諸表の注記に示されているところの、「継続企業の前提が 疑わしい|状況を生み出す原因となる状況ではない.ということである。そう であれば、上記のような「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来 に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、①:「制度3-4]において、 「追記情報」として記載される事項のうちの. 「継続企業の前提に重要な疑義 を抱かせる事象又は状況」ではなく¹⁰⁾、②:「追記情報」の文例である[制度 3-5] において想定されている。「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在 して | いる状況を生み出す原因となる。「……の状況 | でもない。という ことになる。

¹⁰⁾ 日本公認会計士協会 (2002a) の20項においても、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」に、監査人が、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、当該疑義に関する事項の注記が適切である」と判断したときに、「追記情報」として記載される事項が示されている。その事項として、日本公認会計士協会 (2002a) の20項では、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」が示されている。この日本公認会計士協会 (2002a) の20項については、坂柳 (2014,77) の [制度 2-1] を参照。

ここで、本文中の議論を踏まえると、前節の(3)で言及したような、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、財務諸表の注記に示されているところの、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況ではないので、そのような「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、日本公認会計士協会(2002a)の20項において、「追記情報」として記載される事項のうちの、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」ではない、ということになる。

他方, [制度 3-4] においては, 「追記情報」として記載される事項として, 「当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨」(傍線筆者), 即ち, 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に対する「経営計画等が注記されている旨」が示されている。また, [制度 3-5] においては, 「当該状況に対する経営計画等」(傍線筆者), 即ち, 「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる, 「………の状況」に対する「経営計画等」が, 「継続企業の前提に関する注記」に記載されている状況が想定されている。

しかし、[制度3-4] 及び [制度3-5] については、次のことが言える。それは、[制度3-4] 及び [制度3-5] においては、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が、将来に解消されないことを想定させる記述が、明確に示されているとは言えないため、(1): [制度3-4] において想定されているような「当該事象又は状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に対する「経営計画」があっても、及び(2): [制度3-5] において想定されているような「当該状況」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる、「………の状況」に対する「経営計画」があっても、「将来に特定の事象が発生すること」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」が想定された上での、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、[制度3-4] においても、[制度3-5] においても、明確に示されているとは言えない、ということである¹¹⁾。

¹¹⁾ 脚注10で示したように、日本公認会計士協会(2002a)の20項においては、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」に、監査人が、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、かつ、当該疑義に関する事項の注記が適切である」と判断したときに、「追記情報」として記載される事項が示されている。その事項として、日本公認会計士協会(2002a)の20項では、「当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨」(傍線筆者)、即ち、「継続企業の

4. 本稿の結論, 貢献, 今後の課題

本稿の第1節では、次の問題を提示した。それは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記において、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題である。

この問題を考察した結果、第2節の(3)では、(1):第2節の(1)で示したところの、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を踏まえた上で、及び(2):第2節の(2)で述べた※3、即ち、「当社グループ」が「金融機関数行より、短期借入金の契約の更新に応じてもらえず、短期借入金の一括返済を求められて」いるため、「今後の資金繰りに重要な影響を及ぼすおそれ」がある状況について、第2節の(2)で示したところの、「会社の事業の継続に影響を与える「※3が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を踏まえた上で、一般的に、財務諸表の注記に示されていないところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈できる「継続企業の前提に関する重要な不

前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に対する「経営計画等が注記されている旨」が示されている。

ここで、本文中の議論を踏まえると、上記の「当該事象又は状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に対する「経営計画」があっても、「将来に特定の事象が発生すること」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」が想定された上での、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、日本公認会計士協会(2002a)の20項においても、明確に示されているとは言えない。

確実性」を想定した。そして、第2節の(3)では、この「会社の事業の継続に影 響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」が. 一般的には、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」があっても、 「将来に特定の事象が発生すること」が、「会社の事業の継続に影響を与える こと | を想定する場合に、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営 者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたら される影響との関係で記述されている状況」と特徴付けられることを指摘した。 また, 第2節の(3)では, 一般的には, 経営者による経営計画や対応策等の「経 営上の対応 | があっても、「継続企業の前提が疑わしい | 状況を生み出す原因 となる状況が解消されないことが想定される結果として、財務諸表の注記に示 されていないところの「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」 によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況 | とし ての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性 が一定程度以上ある状況」という意味の.「継続企業の前提に関する重要な不 確実性」が認められる旨が、そのような経営者による「経営上の対応」があっ ても、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消さ れないことが想定されている旨に加えて、2009年の監査基準の改訂前に公表さ れた財務諸表の注記に示される余地があることを指摘した。このことが、本稿 の結論である。

他方,企業会計審議会(2009),及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、前段落で示したような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を想定している、と解釈する場合に、第2節の議論を踏まえると、次のことが導かれる。それは、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」があっても、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されないことが想定される結果として、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもた

らされる影響との関係で記述されている状況 | としての、「会社の事業の継続

に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、2009年の監査基準の改訂後に整備された開示制度である「財務諸表等規則」(2009年4月20日改正)の第8条の27¹²⁾、及び日本公認会計士協会(2009)の「7. 継続企業の前提に関する注記」¹³⁾がなくても、財務諸表の注記に示される余地があることになるので、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、2009年の監査基準の改訂後において想定することができるだけではなく、2009年の監査基準の改訂前においても想定することができた、という意味で、普遍的な概念として捉えることができる、ということである。

そうすると、第2節の(1)~(2)で示した財務諸表の注記を分析することによって、前段階で述べた意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、普遍的な概念として捉えることができることを示した本稿は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのは、2009年の監査基準の改訂後に限られる旨の主張が誤りであることを示したことになる。このことを示したことが、本稿の1つ目の貢献である。

他方、第3節では、2009年の監査基準の改訂前の開示制度及び監査制度を評価した。まず、第3節の(1)~(2)及び(4)の考察を踏まえると、次のことが導かれる。

それは、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があるにもかかわらず、そのような「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生

^{12)「}連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2009年7月8日改正) の第15条の22では、財務諸表等規則第8条の27の規定を連結財務諸表提出会社について準用する旨が示されている。なお、財務諸表等規則の第8条の27については、坂柳(2016, 120)の[制度3-2]を参照。

¹³⁾ 日本公認会計士協会 (2009) の「7. 継続企業の前提に関する注記」については、 坂柳 (2016, 120) の [制度 3-3] を参照。

する可能性が一定程度以上ある状況」は、「制度3-1]、「制度3-2]、「制度3-3](1)及び(3)に従う経営者に、財務諸表の注記に示される状況ではない、と解釈されることによって、その「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、財務諸表の注記に示されず、その結果、「制度3-4]及び「制度3-5]に従う監査人によって、監査報告書上の「追記情報」として記載されることもない、ということである。このことを踏まえると、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、2009年の監査基準の改訂前には、学界及び実務界に共有される概念にはなりにくかったことが示唆される。

他方、第3節の(3)の議論を踏まえると、[制度3-3](2)においては、「当社」が「○○株式会社との契約更新の交渉を継続して」いる状況があっても、将来([制度3-3](2)に見られる記述を用いれば、「期末時点」以降、「○○株式会社との契約更新」が行われないこと」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定する場合には、[制度3-3](2)で想定されているような、「この契約の交渉期限は平成○年○月となって」いることの結果として、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、「当社」が「○○株式会社との契約更新の交渉を継続して」おり、「この契約更新の交渉期限は平成○年○月となって」いる旨に加えて、「制度3-3](2)に示される余地がある、ということになる。このことは、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や

対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、2009年の監査基準の改訂前においても、学界及び実務界に共有される概念として、捉えられる余地があったことを意味している。

このように、[制度3-1]、[制度3-2]、[制度3-3](1)及び(3)、[制度3-4]、[制度3-5]と対比する形で、[制度3-3](2)を分析することによって、前段階で述べた意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、2009年の監査基準の改訂前においても、学界及び実務界に共有される概念として捉えられる余地があったことを示した本稿は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、という解釈が、2009年の監査基準の改訂後にしか成立しない旨の主張が、誤りであることを示したことになる。このことを示したことが、本稿の2つ目の貢献である。

本稿では、2009年の監査基準の改訂前に公表された財務諸表の注記に示される余地のある、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」があっても、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されないことが想定される結果として、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に注目した。このような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」には、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」があるにもかかわらず想定され得る、と

いう特徴があるが、このような特徴を持つ「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、例えば、AICPA(1988)、AICPA(2012)、IFAC(2009)、IFAC(2015)において、想定される余地はあるのだろうか。この疑問に答えることによって、上記の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって、依拠できる概念であるのかどうかを明らかにすることが、今後の課題である。

[引用文献]

AICPA (1988), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards (SAS) No.59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

AICPA (2012), AICPA, SAS No.126, The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern (Redrafted), July 2012.

IFAC (2009), International Federation of Accountants (IFAC), ISA 570, *Going Concern*, in: Handbook of International Standards on Auditing and Quality Control, 2009 Edition, New York: IFAC, April 2009.

IFAC (2015), IFAC, ISA 570 (Revised), Going Concern, January 2015.

企業会計審議会 (2009), 企業会計審議会,「監査基準の改訂に関する意見書」, 2009年4月9日.

坂柳 (2014), 坂柳 明,「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応一財務 諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(1)一」,『商学討究』(小樽商 科大学),第65巻第2・3合併号,2014年12月.

坂柳 (2016), 坂柳 明,「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応一財務 諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(6)一」,『商学討究』(小樽商 科大学),第67巻第1号,2016年7月.

日本公認会計士協会 (2002a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号 (中間報告),「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2002年7月29日.

日本公認会計士協会 (2002b), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第74号,「継続企業の前提に関する開示について」, 2002年11月6日.

日本公認会計士協会 (2003a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号 (中間報告),「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2003年1月16日改正.

日本公認会計士協会 (2003b), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第75号, 「監 査報告書作成に関する実務指針(中間報告)」, 2003年1月31日.

日本公認会計士協会 (2009), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告第74号,「継続企業の前提に関する開示について」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2011a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書 (序), 「監査基準委員会報告書の体系及び用語」, 2011年12月22日.

日本公認会計士協会 (2011b), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書570,「継続企業」. 2011年12月22日.